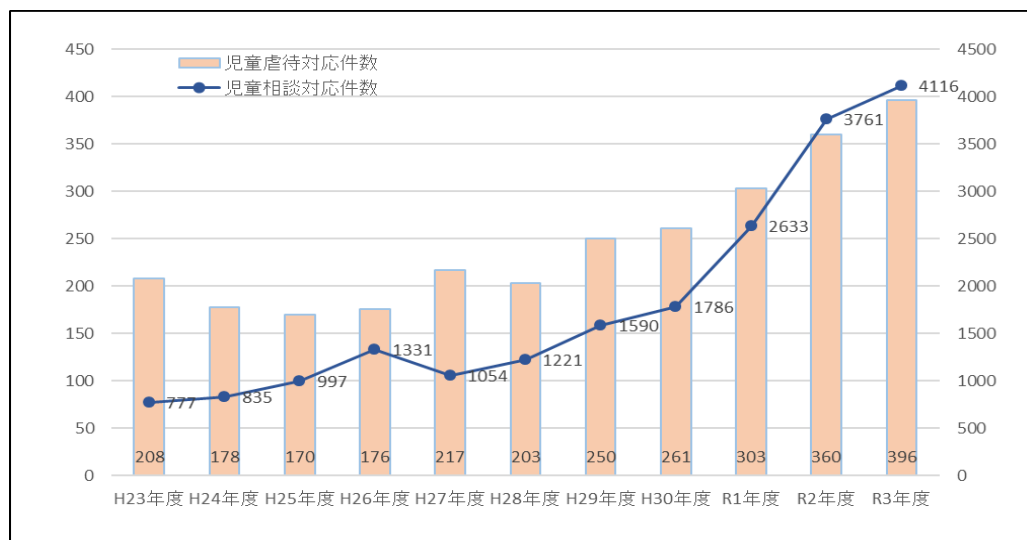


児童相談業務の状況について

1 児童相談対応・虐待対応件数

家庭子ども相談課における平成23年度から令和3年度（10か年間）の増加率は、**児童虐待対応件数は約1.9倍、児童相談対応件数は約5.3倍**となっている。この増加の背景には、家庭内の問題であっても暴力があれば社会が介入しようとする市民意識の変化や社会状況の変化に伴う家庭の養育能力の低下が想定される。令和元年から令和3年の要保護児童の家庭環境を分析すると、生活保護世帯が約3割、ひとり親世帯が約4割、児童に発達特性等がある世帯が約5割あり、経済的困窮や児童の育てにくさ等が養育に影響を及ぼし、虐待リスクにつながっていることが推測される。



2 虐待の種類別対応件数

虐待の種類別を見ると、10年前は約4割がネグレクトであったが、近年は**約半数近くが、親から兄弟児への虐待の目撃、親からの暴言などの心理的虐待**となっている。(ネグレクト・・・保護者としての監護を著しく怠ること。心理的虐待・・・児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、配偶者に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	総数
平成23年度 (2011年度)	68 32.7%	0 0.0%	58 27.9%	82 39.4%	208 100.0%



令和2年度 (2020年度)	87 24.2%	3 0.8%	172 47.8%	98 27.2%	360 100.0%
-------------------	-------------	-----------	--------------	-------------	---------------

3 児童虐待対策事業における具体的な取組例

(1) 子ども家庭総合支援拠点の設置

平成31年4月から「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、児童虐待対応の体制と要保護児童対策地域協議会の調整機能を充実させることで、特に関係機関との連携強化に努めている。虐待防止対策としては、虐待事案が発生してから対応するという川下的な対策だけでなく、予防の視点を重視し、虐待につながるサービスや支援の充実が必要であると考えられる。このため、妊産婦及び子育て期の支援を担う「こども子育てサポートセンター」と情報を共有し、特別な支援を必要とする家庭に対し、児童虐待につながるよう早期の支援を行っている。[図参照](#)

(2) 支援対象児童等見守り強化事業

令和2年9月から開始した支援対象児童等見守り強化事業では、民間支援団体が、食事提供又は学習・生活支援を実施するとともに、コロナ禍において一層厳しい状況におかれる児童らの状況の把握を実施している。

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている児童のほか、市で状況の把握が必要な家庭の児童と認める者を対象としている。

(3) 子どもの権利等啓発事業（CAPプログラムの導入）

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、児童虐待やDV等のリスクの潜在化が懸念されており、子どもの命を守るため、CAPプログラム(子どもが自身の権利を学び、子どもたちがいじめ、誘拐、虐待、性暴力といった様々な暴力から自分を守るための予防教育プログラム)を導入し、子どもの相談する力、SOSを発信する力の育成を図っている。

令和3年度は、市立小4年生を対象に41小学校で実施。保護者向けには、動画配信を実施した。また、地域の方に向けた研修会も実施している。

(4) 面前DV研修

DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があり、子どもへの直接的な暴力だけでなく、子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと(面前DV)は子どもへの心理的虐待にあたり、年々増加している。この急増する「面前DV」に関して、子どもに与える影響等を正しく理解し、児童虐待の発生予防、早期発見等の適切な支援につなげることができるように、令和3年度には、相談窓口業務に従事する職員や社会福祉士等の専門職員に研修会を実施した。



児童虐待防止推進月間、女性に対する暴力をなくす運動期間の市庁舎ライトアップ(R3.11.5)

久留米市における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）

